

第二百三回国会 地方創生に関する特別委員会議録 第三号

令和二年十一月二十六日(木曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 伊東 良孝君
理事 今枝宗一郎君
理事 金子万寿夫君
理事 谷川 弥一君
理事 長谷川嘉一君
理事 青山 周平君
理事 上杉謙太郎君
理事 小倉 將信君
理事 加藤 寛治君
理事 佐藤 明男君
理事 鈴木 憲和君
理事 中曾根康隆君
理事 本田 太郎君
理事 山口 俊一君
理事 吉川 勉君
理事 重徳 和彦君
理事 寺田 学君
理事 松平 浩一君
理事 吉川 元君
理事 中野 洋昌君
理事 美延 映夫君

今村 雅弘君
田中 英之君
白石 洋一君
榎屋 敬悟君
石田 真敏君
上野 宏史君
加藤 鮎子君
小寺 裕雄君
繁本 護君
高木 啓君
福田 達夫君
牧島かれん君
山本ともひろ君
亀井亜紀子君
関 健一郎君
松田 功君
森田 俊和君
太田 昌孝君
清水 忠史君
西岡 秀子君

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局長) 長谷川周夫君
(内閣府地方創生推進室次長) 藤原 朋子君
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局長) 菅家 秀人君
(内閣府地方創生推進室次長) 武井佐代里君
(内閣府地方創生推進事務局長) 佐藤 朋哉君
(内閣府地方創生推進事務局長) 行松 泰弘君
(内閣府地方創生推進事務局長) 阿部 知明君
(総務省大臣官房審議官) 阿部 知明君
(総務省統計局統計調査部) 井上 卓君
(厚生労働省大臣官房審議官) 山本 史君
(農林水産省大臣官房総括審議官) 青山 豊久君
(農林水産省大臣官房審議官) 伏見 啓二君
(農林水産省大臣官房参事) 大島 英彦君
(農林水産省生産局農産部) 平形 雄策君

国務大臣 (地方創生担当) 坂本 哲志君
内閣府副大臣 赤澤 亮正君
内閣府大臣政務官 吉川 勉君
厚生労働大臣政務官 大隈 和英君
国土交通大臣政務官 朝日健太郎君
国土交通大臣政務官 鳩山 二郎君
政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 宮地 俊明君
(内閣府地方分権改革推進室長) 宮地 俊明君

政府参考人
(農林水産省農村振興局長) 山口 靖君
(農林水産省大臣官房審議官) 淡野 博久君
(国土交通省大臣官房審議官) 渡邊 浩司君
(国土交通省大臣官房技術審議官) 近藤 博人君

委員の異動
十一月二十六日
辞任 補欠選任
青山 周平君 高木 啓君
高村 正大君 上杉謙太郎君
吉川 勉君 本田 太郎君

同日
辞任 補欠選任
上杉謙太郎君 高村 正大君
高木 啓君 青山 周平君
本田 太郎君 吉川 勉君

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
地方創生の総合的対策に関する件

○伊東委員長 これより会議を開きます。
地方創生の総合的対策に関する件について調査を進めます。
この際、お諮りいたします。
本件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官、内閣府地方分権改革推進室長官、地俊明君、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長、内閣府地方創生推進室次長長谷川周

夫君、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長、内閣府子ども・子育て本部審議官藤原朋子君、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長新井孝雄君、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長菅家秀人君、内閣府地方創生推進事務局長武井佐代里君、内閣府地方創生推進事務局長審議官佐藤朋哉君、内閣府地方創生推進事務局長審議官行松泰弘君、総務省大臣官房審議官阿部知明君、総務省統計局統計調査部長井上卓君、厚生労働省大臣官房審議官山本史君、農林水産省大臣官房総括審議官青山豊久君、農林水産省大臣官房審議官伏見啓二君、農林水産省大臣官房参事官大島英彦君、農林水産省生産局農産部長平形雄策君、農林水産省農村振興局長山口靖君、国土交通省大臣官房審議官渡邊浩司君、国土交通省大臣官房技術審議官近藤博人君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○伊東委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○伊東委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。繁本護君。
きょうは、大臣所信に対する質疑の機会を賜りました。理事の先生方、そして伊東良孝委員長に感謝を申し上げる次第であります。
早速質問に入ります。
大臣所信の中に、感染症の克服と経済活性化の両立という大切なキーワードがあるわけですが、このキーワードを見たときに、今、連日報道でも話題になっております。国会でも議論になつております。GOTOトラベルについて、質問を取り上げたいと思っております。

大臣所信の中に、感染症の克服と経済活性化の両立という大切なキーワードがあるわけですが、このキーワードを見たときに、今、連日報道でも話題になっております。国会でも議論になつております。GOTOトラベルについて、質問を取り上げたいと思っております。

大臣所信の中に、感染症の克服と経済活性化の両立という大切なキーワードがあるわけですが、このキーワードを見たときに、今、連日報道でも話題になっております。国会でも議論になつております。GOTOトラベルについて、質問を取り上げたいと思っております。

ちよつと時間がないので質問しませんが、事前に聞いた内容では、どのぐらい影響を受けたかというの、いろいろ試算はあるけれども、しかし、それをカバーするべく頑張ります、こういうことしか農水省は言っていないんですね。

それから、法律上も、法制上も、何かそこに歯どめをかける手だてが現にあるかという、これもないんです。ですから、国会における、主に農林水産委員会の決議などで、政府は農業を守れということを書いてあるだけであって、これは法律上の歯どめがありません。スイスなんかでは憲法で食料安全保障が明記されている、こういうこともございます。

それから、カローリーペースで見ても、これは消費者の嗜好の変化ということと輸入品でたくさん安いものが入ってくるということと相まってなんですけれども、実は、戦後間もない一九六五年から、昨年、二〇一九年まで、約半世紀ですね、半世紀の間で、一日の間に国民がとるカローリーペースで見ると、米は半世紀前は四四％、米で四四％のカローリーをとっていた。今は二二％、半分以上です。そのかわり、肉は、当時二％だったのが今八％。乳とか乳製品は三％が七％にふえています。それから油脂、油、いろいろな油があるんです。そういうけれども、六％が一五％になっています。こうやって今の日本人はカローリーを摂取している。大幅に変わってきています。これが食料自給率とどういう関係にあるかということも、明確な分析はないと聞いております。

最後に大臣にお聞きしたいんですけども、こういった経済成長、豊かな食生活、これはもう非常に、我々実際享受してきていると思えますが、一方で農村が衰退してきたわけです。これが地方創生においての最大の課題だというふうに思っています。こういった農業生産とか食料自給率、それから、今私が申し上げましたような自由貿易とか安いものが入ってくるのか、そして国民の食生活の変化、嗜好の変化、こういったものの分析、これもまた調査、分析が必要だと思っております。

すが、いかがでしょうか。

それからもう一つ、政治家坂本大臣にお聞きしたいのは、こういった国土、食の安全保障というのを私は憲法に明記すべきだと思うんですけども、国民議論に付して、いかがお考えでしょうか。

○坂本内閣大臣 大変根本的な、重要な御指摘だと思います。国内農業生産や食料自給へ影響を与える要素の分析につきましては、これは農林水産省、食料問題に関する専門的な知見を有する農林水産省におきまして検討されていくことが適切であると思っております。

また、私といたしましては、食料安全保障については本当に重要な考えであるというふうな認識をいたしております。ただ、憲法に規定するかどうか、そのことにつきましては、今お答えする立場にありませんので、御答弁は差し控えていただきたいと思います。

○重徳委員 国会でよく議論していきたいと思っております。どうぞまたよろしくお願ひします。

○伊東委員長 次は、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。地方創生臨時交付金における協力要請推進枠について質問いたします。

配付資料の一をごらんください。都道府県が新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、飲食店等に休業や時短要請をした際に、これに応じた事業者が協力を支払った場合、その金額の八割を交付金で措置する協力要請推進枠が創設されました。

五百億円の前算額の根拠について最初に確認したいと思うんですが、これは全国で何件の申請を想定したものでしょうか。

○長谷川政府参考人 お答え申し上げます。先ほど御答弁申し上げましたけれども、具体的

に何店舗ということ、今の段階でなかなか申し上げられないんですけども、これまでの実績等を踏まえると、直ちに不足することにはならないというふうな考えでございます。

五百億円につきましては、これも二次補正で五百億円配分を留保しておりましたので、それを活用させていただいて、この協力要請推進枠というものを創設させていただいたということでございます。

○清水委員 いや、想定しないと、予算との整合性というのとれないと思うんですね。単純に五百億円を、交付上限額、これは六十万円です。それで八割ということだと四十八万円です。それで割りますと、約十・四万円の事業者に四十八万円給付できるということになるわけです。現在、北海道、大阪府及び東京都で時短要請と協力金給付が発表されておりますが、それぞれの要請対象店舗数は何店舗ぐらいあるか把握されておりますか。

○長谷川政府参考人 お答え申し上げます。私ども、東京都の方で、報道ベースで、四万五千件というのが想定されているというのは承知しておりますけれども、それ以外については、今直ちに、こういった店舗数になるかというのを今手元には持っておりません。

いずれにしても、この協力要請推進枠については、各都道府県が特措法担当大臣との協議の上、対象店舗でありますとか休業要請期間とかを定めて、それで、協力金の額を決めて、その八割を支給させていただく、こんなような考え方で進めていきたいというふうな思っております。

○清水委員 想定される支給店舗数がわからないで、果たして五百億円足りるかどうかというの、極めて不透明です。

私が調べたところによりますと、すすきの四千件、大阪市で二万五千件程度、こういうふうな言われておりました、先ほど東京都四万五千というふうにおっしゃられましたけれども、これで大体もう八万件ぐらいになるわけですね。北海道は集中対策期間を十二月十一日まで延長すると報道されておりますし、すすきのだけではなく、札幌市全域の接待を伴う飲食店に休業要請する方向に入つたと。愛知県も、名古屋市で時短要請を行うと報じられております。

今後、感染拡大の状況によって、期間延長や指定エリア、また実施都道府県の拡大という可能性もあるわけですね。これに神奈川県とか福岡県とか加われば、優に十万件を超えるわけですね。

今後の感染拡大により、例えば都道府県からの要請額が五百億円を超過した場合、これは西村担当大臣が述べているんですが、そのときは臨機応変に考える、こう述べておられるんですが、そんなことをしなくても、先に予備費が必要な予算額を確保すればいいと思うんですが、これは大臣、いかがでしょうか。

○坂本内閣大臣 この五百億円につきましては、地方創生臨時交付金、第二次の三兆円の中で、いろいろな感染状況に応じてということで、五百億円を留保したわけでありまして、そして、西村大臣の方から、こういう第三波と考えるような感染状況になりつつある、それに対しての休業要請、あるいはそういった協力枠、こういったものをややりつくりなければいけないということ、じゃ、そのために、留保した五百億円を、私たちの方から、地方創生担当の方から経済再生担当の方にお渡ししようという、その制度設計というものがつくられたわけでありまして、ですから、まずは協力要請推進枠として五百億円を適切に使って、活用していただきたい。

この五百億円が直ちに不足するということは私たちが考えていません。しかし、その上で、不足する場合にはまた更に必要な対応について検討してまいりたいというふうな思っております。

○清水委員 直ちに不足するとは想定されたいとおっしゃいましたが、支給件数の観点からいいますと、これは私はすぐに超過するのではないかと思っております。

国が予算を確保しないと、あるいは、補助率は八割ですら八割しか支援しない、こういうことになりまして、自治体としては判断をちゅうちよよますという事になりませんか。

早い者勝ちになってはならないと思います。交付金が五百億円に限られると、どうもこれでは足りなさそうだと、地方公共団体、持ち出しが出る、休業要請のエリアを必要以上に狭めざるを得ない、あるいは期間を、要請期間を十分に取れない、さらに、協力の額が少なくなるなどして事業者の協力が得られない、こういうことは絶対に避けなければならないと思うんです。

国は、都道府県に対して、交付金の予算の心配をしないで、感染拡大防止に必要な休業要請、時短要請を行って下さい、こういう姿勢を示す必要があるのではないのでしょうか。

二十三日の全国知事会の会合でも、国の負担が八割にとどまっていることに対して、国の全額負担と柔軟運用をお願いしたい、こういう要望が上ったことは伝わっていると思います。

時短要請協力金、いわゆる今回の協力要請推進枠については全額国の負担とすべきだと思うんですが、なぜ八割しか負担しないんですか。その理由についてお答えください。

○長谷川政府参考人 お答え申し上げます。営業時間短縮等の協力要請の実施の決定は、期間や対象を含め、新型インフルエンザ対策特別措置法に基づきまして都道府県知事の責任において行われるというふうに承知しております。

これまでも、各都道府県知事において、協力の支援等の創意工夫を行いつつ、営業時間短縮要請等を行い、効果が上がってきたというふうな承知しております。

今回は、そうした流れの中で、特に国が強力に後押しする観点から、国による一定の支援が必要との認識のもとで、国の一定の関与のもとに効果的に要請を行うということで、協力の支払いを行う場合に国が支援をさせていただき、こういう考え方に立つております。

○清水委員 国が後押しするというんだと、やはり全額負担するべきです、その分の必要な財源は予備費を使っても先に確保すべき、こういうふうな思いです。

それで、坂本大臣は所信で、感染症の克服と経済活性化の両立を推進していく、このように述べられたわけなんです、時短要請が出された飲食店の感想はどうかといいますと、きのうもテレビでやっていましたよ、東京都では、またか、もう耐えられないなど、悲鳴に近い声が上がっています。結局、受け取る協力金と売上げとをてんびんにかけて、本当は要請に応えたいんだが耐えられないということ、要請に応じられないと悩んでいる店も多いと聞きます。

ぜひ、地方創生担当大臣として、飲食店を含む地方の中小企業は潰さない、このことを約束していただけないでしょうか。

○坂本内閣大臣 繰り返しの恐縮でありますけれども、協力要請推進枠というのは、既に配分してあります地方創生臨時交付金に加えて、今後の感染拡大等に備えて地方単独事業分として留保していた五百億円を活用し、交付金を追加配分するという考え方のもとで今回の予算措置にいたしましたものであります。まずは、協力要請推進枠として確保した五百億円を適切に活用してまいりたいというふうな考えでございます。

先ほども言いましたけれども、まずはこの五百億円、そして、不足するところは今のところ考えておりませんが、その上で不足する場合には必要に応じてしっかりと検討してまいりたいと思っております。

○清水委員 不足するかもしれないかと、やはり今の体制ではちゅうちよよするというふうには述べているわけ、全国の都道府県知事会も、ぜひ全額負担してほしい、こういうふうな述べているわけですから、ぜひ、麻生財務大臣に對しても、必要な予算をちゃんと渡してほしいと、予備費を使っても必要な協力推進枠は拡充していくということが、私は地方創生担当大臣と

しては求められている、このことを指摘をして、次の質問に移りたいと思っております。

坂本大臣は、所信において、スパーシティー構想の実現を目指す述べられました。大阪でも人工島の夢洲でのスパーシティー構想の計画がございまして。前の大臣が地方創生にも資すると答えた方ジノの誘致先でもあります。そのアクセス道路について質問したいんです。

阪神高速道路淀川左岸線二期事業の整備が進められているわけですが、これは、淀川堤防と一体に道路ボックスを埋め込んで高速道路を走らせるという世界に前例のないもので、採算性とともに安全性や防災面について指摘されてきたもので

す。整備費用は、当初一千六億六千六百万円とされてきましたが、大阪市によると、配付資料の二にあるように土壌汚染がほぼ全ての区間で見つかり、追加工事のために七百億円ふえる見通しと報じられております。当初予算の約一・六倍です。

費用は国が半額補助することになっております。そこで、国土交通省に確認しますが、この土壌汚染対策などによる追加費用について大阪より報告を受けたのはいつか、また、そのときに報告された金額とその内訳について教えてください。

○渡邊政府参考人 お答え申し上げます。淀川左岸線二期事業については、本年六月八日に事業主体である大阪市より近畿地方整備局に対して全体事業費が増額する見込みとの相談があり、同日に近畿地方整備局から国土交通本省に報告がありました。

その内容は、労務費や物価の上昇に伴う工事費の高騰、現地の調査結果に基づく土壌汚染の範囲の拡大や地盤改良工法の変更、鉄道事業者との協議等に伴う安全性の確保に必要な対策の実施等で、最大で約八百億円の増額をする可能性があることとあり、大阪市からは、事業費の精査を進めるとともに、コスト縮減の検討を進めていくと伺っているところでございます。

○清水委員 八百億円ふえたと六月八日に伺った

ということですね。これはとんでもない話でございまして、なぜなら、大阪市はもつと前から土壌汚染の可能性があると、追加費用を見込んでいたにもかかわらず、そのことを秘匿して低い工事費で事業申請をしていたという可能性があらんではないかと。

大阪府は、二〇一九年十一月二十五日に、ホームページで今回の土壌汚染の調査結果について公表しました。この地域の土壌調査をしたのは二〇一五年十月九日から翌年三月三十一日の期間であります。二〇一六年九月に土地履歴調査結果報告書をまとめ、資料の三にあるように、二〇一七年二月三日に土壌汚染対策法に基づく形質変更時要

届出区域としての指定を受けております。つまり、あらゆるエリアと深さから、砒素、弗素、砒素が基準値を超過して検出されていることがわかった時点で、汚染土壌の処理費用がかさむことはわかっていたはずなんです。

ことし三月二十七日に成立した今年度政府予算において、この事業への国庫補助が採択されております。この時点で、国土交通省はこれら土壌汚染により整備費用が一・六倍も増加することは知らなかったというのでよろしいでしょうか。

○渡邊政府参考人 お答え申し上げます。先ほど申し上げましたように、淀川左岸線二期事業につきましては、本年六月八日に大阪市より全体事業費が増額する見込みとの相談があったところでございます。

○清水委員 時間が来ましたので、本日はスパーシティー構想についても大臣に聞きかけたんですけどもね。

このアクセス道路について大阪府が出しているパンフレットを見ますと、「環境への影響については書いてないんです。住民に対する、これはだまし討ちでもあると言わなければなりません。ぜひ増額費用の妥当性について国としてもしっかりと精査することを求めて、私の質問を終わります。

す。
○伊東委員長 次に、美延映夫君。

○美延委員 大阪維新の会的美延映夫でございます。よろしくお願ひいたします。

本日は、地方創生を推進するための広域行政の一元化と道州制について質問をさせていただきます。

まず、本題に入ります前に、今回の大阪都構想の住民投票について一点だけ伺ひたいと思います。

皆さん御存じのとおり、大阪府、大阪市の再編を目指した大阪都構想は、十一月一日の住民投票において、僅差ではありますが否決されました。

大阪都構想を推進してきた私どもといたしましては、まことに残念ではありますが、大阪市民の民意として重く受けとめさせていただいております。

一方で、今回の住民投票を契機として、大阪市だけではなく、全国的に、大都市における二重行政の問題、住民サービスとコストの問題などについて幅広い議論が行われました。そういった意味でも、今回の住民投票は大きな意義があったと考えます。

今回の住民投票は大都市地域特別区設置法に基づいて実施されましたが、坂本大臣は、議員立法である同法案の提出者のお一人で、法案審議の際にも答弁にも立たれたと伺っております。大臣の所管事項ではないと思いますが、大都市地域特別区設置法案の提出者として、今回の住民投票の意義についてどのように考えておられるか、教えてください。

○坂本国務大臣 大阪都構想は、大阪府を廃止し特別区を設置することにより、二重行政の解消と住民自治の拡充を図ろうとする、大都市制度の大きな改革であると認識しております。

私といたしましても、特別区を設置するための法的な枠組みを準備していくことは必要であるとの認識のもとで、自民党の大都市問題に関する検討プロジェクトチームの一員として大都市地域特別区設置法に携わってきたところでございます。

その中で一番重要だったのは、やはり自治体あるいは住民の意向が最も大事であるというふうなことをそのときにいろいろと議論をした覚えがあります。

今回の住民投票は、結果としては反対が過半数を占めることになりましたけれども、前回に引き続き賛成と反対が拮抗しておりまして、大阪市民の皆様方が大変悩まれた結果だったのではないかと、どうふうに受けとめております。

住民投票の結果につきましては、地域の判断であり、政府として私としてコメントをすることは差し控えますが、大都市制度の議論において一石を投じることになったのではないかと考えているところであります。

○美延委員 大臣、ありがとうございます。次に、大阪における広域行政の一元化についてお伺いをいたします。

指定都市と道府県において広域行政の領域で二重行政が存在し、その解消が必要であることは広く共有されております。その解消手段として、大都市法による特別区の設置があります。大阪はこのアプローチをとりました。もう一つが、指定都市都道府県調整会議です。大阪では、現在の副首都推進本部会議として運用をされています。

もちろん、大都市法による特別区の設置がベストではありましたが、さきの住民投票でお認めいただけませんでした。大都市法による特別区の設置も、二重行政の解消には力を発揮いたしました。が、知事、市長の組合せが変わった場合、意思決定をしていくことが困難であることが懸念されております。

そこで、広域連合を設置し、当該広域連合に広域事務、例えば都市計画やインフラ投資を移管し、道府県や市から当該事務を移管していくことで、より後戻りしにくい仕組みを構築することが考えられます。広域連合の議会の組織、議員選挙の方法、執行機関の組織と選挙の方法、経費の支出の方法は、広域連合の規約に定められることになっております。

そこで、お伺ひいたします。広域連合の規約について、市民投票における広域連合長や議員を選出する規約を総務大臣は許可することが法的にできるのでしょうか。教えてください。

○阿部政府参考人 お答えいたします。地方自治法第二百九十一条の五におきまして、広域連合の議会の議員及び市長は、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人の投票か、広域連合を組織する地方公共団体の議会又は長による投票により選挙すると規定されております。

したがって、広域連合の規約におきまして、住民による直接選挙により広域連合の長や議員を選出することを定めることは可能でございます。

○美延委員 ありがとうございます。この広域連合なんです。よい特徴としては、都道府県と市町村がそれぞれ異なる事務を持ち寄って、広域連合で処理することが可能になる点であります。道府県が危機管理に係る事務を持ち寄り、市町村が消防についての事務を持ち寄ることなどが例として考えられますが、このような内容の規約について総務大臣が許可することは法的に可能なのでしょうか。教えてください。

○阿部政府参考人 お答えいたします。広域連合は、地方自治法第二百八十四条の規定により、地方公共団体の事務で広域にわたる処理することが適当であると認められる事務を、総合的かつ計画的に処理するために設けられるものでございます。この広域にわたる処理することが適当であると認められる事務とは、住民福祉の増進、地域の発展、事務処理の効率化等の見地から、地方公共団体がそれぞれ単独で処理するよりも、他の地方公共団体が協力して広域連合を設置し、その事務に当たることが適当と認められるものでございます。

適当であると認められる限り、都道府県と市町村が異なる事務を持ち寄って、規約で定めた上で広域連合で処理することも可能だと考えております。

○美延委員 ありがとうございます。もう一問聞かせていただきたいんですけども、次に、広域連合を一度設立し、当該広域連合に参加した自治体の脱退について、他自治体の同意なくしては当該脱退を認めないとする場合、広域連合の安定性それから持続性に資するものと考えられますが、このような内容の規約について総務大臣は許可することは法的に可能かどうか、もう一問教えてください。

○阿部政府参考人 お答えいたします。広域連合から地方公共団体が脱退する手続については、地方自治法第二百九十一条の三に規定されております。広域連合に加入している関係地方公共団体がその議会の議決を経た上で協議し、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならないとされており、

このように、関係地方公共団体が同意した上でないと脱退はできないとされていますことから、委員御指摘の脱退に関する他の加入地方公共団体の事前の同意につきましては規約に定める必要はなく、この地方自治法上の手続により担保されているものと考えております。

○美延委員 この広域連合の議論に関してはまたやっていきたいと思ひます。最後に、大臣に道州制について伺ひたいと思ひます。

先ほど、大阪都構想の賛否を問う住民投票の意義について大臣から答弁をいただきました。私も、大臣もおっしゃっていたように、今回の住民投票は、大都市制度や広域行政の議論について一石を投じるものであったとは考えております。

ただ、一方で、道州制に関しては、私、十八年前に初めて大阪府議会議員に当選させていただいたんですけれども、実はそのときから道州制という